

公立保育所の建替え等に関するガイドライン

平成 19 年 8 月
(令和 4 年 6 月更新)
仙 台 市

目 次

1. ガイドラインの目的	P 1
2. 対応方針の公表	P 1
(1) 手法等	
(2) 公表時期	
(3) 公表内容	
(4) 説明会の開催	
3. 民営化を行う場合	P 2
(1) 運営主体	
(2) 事業者の公募	
(3) 事業者の選定	
(4) 円滑な引継ぎ	
(5) 移行後の市の責任	
(6) 移行までのモデルスケジュール	
4. 廃止を行う場合	P 4
(1) 段階的な定員減少	
(2) 新規児童の受入れ停止	
(3) 廃止に向けた市の責任	
(4) 廃止までのモデルスケジュール	

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、本市が地域拠点保育所以外の公立保育所の建替え等を行っていく場合の基本となるルールや基準を示すものであり、対象となる保育所の保護者の方々をはじめ、広く市民の理解を得ながら実施するための基本的な指針とするものです。

このガイドラインを広く市民・事業者公表することにより、保護者等の不安を解消しながら円滑な移行の実現を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的としています。

地域拠点保育所以外の公立保育所の建替え等にあたりましては、このガイドラインを基本とし、特に、保育環境の変化に伴う児童への影響に十分配慮するために、保護者の方々の意見や要望を伺いながら実施していきます。

2. 対応方針の公表

(1) 手法等

引き続き一定の保育需要が見込まれる地域に所在する施設については、民営化を順次進めます。それ以外の場合については、原則として民営化は実施せず、保育需要に応じた定員規模の適正化を図っていきます。

①民営化を実施する場合の手法について

- ・施設の耐用年数が十分に残存し、かつ、当面問題なく施設の使用が可能な場合は、譲渡方式による民営化を行います。
- ・施設の老朽化により移管が難しい場合は、民設民営方式による建替えを行います。

②民営化を実施しない場合の取扱いについて

- ・保育需要の減少に応じて、段階的な定員減少、廃止を進めます。
- ・ただし、周辺に保育施設が無い地域においては、公設公営を継続します。

(2) 公表時期

建替え等の2年半前までに公表します。

(3) 公表内容

①民営化を行う場合

- ・建替え等の対象となる公立保育所の概要（所在地・定員数・入所児童数 等）
- ・建替え等に至った経緯（築年数等施設状況 等）
- ・建替え等の手法（民設民営方式・譲渡方式）
- ・今後の日程（保護者説明会・引継ぎ期間 等）

②廃止の場合

- ・廃止する公立保育所の概要（所在地・定員数・入所児童数 等）
- ・廃止に至った経緯（築年数等施設状況・保育需要の状況・周辺の保育施設の状況 等）
- ・今後の日程（保護者説明会 等）

(4) 説明会の開催

建替え等の対象となる保育所の保護者の方々に対し、建替え等に至った経緯及び移行又は廃止までの今後のスケジュール等について説明会を開催し、十分な情報提供に努めます。

また、保護者の方々の意見や要望が事業内容に反映できるよう、事業者の選定や引継ぎの開始など、事業の進行にあわせて適宜説明会を開催します。

3. 民営化を行う場合

(1) 運営主体

地域拠点保育所以外の公立保育所の建替え等にあたり、民設民営方式及び譲渡方式により整備を進める場合には、本市が責任をもって児童の処遇に関わる保育の質を維持・向上していくことが必要であり、これまでの公立保育所での保育サービスの継承に加え、これまで以上の保育サービスが提供できるノウハウと実績を有している運営主体が求められています。

このことから、運営主体は、原則として、認可保育所又は認定こども園の運営実績があり、かつ、保育の質の維持・向上が確保できる社会福祉法人又は学校法人とします。

(2) 事業者の公募

より優良な事業者を確保するために、事業者は原則として公募します。

そのため、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、1か月半から2か月間程度の応募期間を確保します。また、募集要項を対象となる保育所への掲示等を通じ、保護者等に公開します。

(3) 事業者の選定

①選定の基準

仙台市の認可保育所の整備基準及び保育水準を満たし、保育の質を維持・向上できる事業者を選定することを原則とします。

そのため、事業の継続性や安定性等とともに、保育所運営上の内容（保育の質）を中心とした審査を行うことで、より優良な事業者を選定します。

選定にあたっては、公立保育所での保育サービスを継承していくことに加え、これまで以上の保育サービスの拡充を前提に、以下の点を重視します。

- ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・子供本来の発達・育ちを重視し、尊重した質の高い保育等を実践していること。
- ・職員の年齢や経験年数のバランスを踏まえた質の高い職員が確保されること。
- ・職員の人材育成が図られ、保育所運営に職員参加がなされていること。
- ・その他の要件

県内、市内での実績を選定にあたって考慮します。

②選定方法

市は、事業者の選定にあたって、学識経験者等の専門家を含めた「保育所及び認定こども園整備等に関する選定委員会」を開催し、さらに「社会福祉法人設立認可及び施設整備補助に関する審査委員会」において、審議にあたります。

なお、事業者の決定にあたっては、単に応募事業者の中での相対的な優位者を決定するものではなく、市の保育水準等を満たす事業者とします。

③事業者名の公表

事業者名の公表から移行まで最低1年半の期間を確保します。公表は、対象保育所の保護者だけでなく、広く市民に行うこととします。

(4) 円滑な引継ぎ

①移行計画の策定

事業者は、新保育所の施設及び事業の概要を保護者に説明するとともに、引継ぎ体制や合同保育の実施内容など円滑な移行に十分な配慮をした移行計画を策定し、保護者及び市と協議のうえ決定します。

②保護者・事業者・市による三者協議会の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・事業者・市の信頼関係が大切なことから、保護者・事業者・市による「三者協議会」を設置し、引継ぎ体制や合同保育のあり方等について、十分な意見交換を行います。

③合同保育の実施

移行の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化が児童へ及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、対象となる保育所に段階的に事業者の職員を配置し、児童が新しい保育士に早く慣れることができるよう、市職員と合同で保育にあたる期間を設けます。

合同保育では、それぞれの児童の発達成長段階を踏まえたうえで、継続的な保育が実現できるように、児童に十分に配慮したきめ細やかな引継ぎを行っていきます。

合同保育の期間は6か月間を目安としますが、その期間については対象保育所の状況を踏まえ、三者協議会で協議のうえ決定していきます。

④引継ぎ過程における市の支援

移行準備期間や合同保育期間において、事業者職員の公立保育所への派遣や人材育成のための研修等、職員の雇用が無理なくできるよう、市は必要な支援を行います。

⑤市による進行管理等

市は、引継ぎが移行計画どおりに実施されているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には市が調整に入り、必要な改善指導等を行います。

(5) 移行後の市の責任

①移行後における三者協議会の開催

移行後についても引き続き一定期間、必要に応じて、三者協議会を開催し、情報の共有とより良い保育環境の確保に努めます。

②苦情解決のための「第三者委員」の設置

苦情解決の仕組みとして、中立・公正な第三者の立場から助言を行う学識経験者等の専門家による「第三者委員」の設置を新保育所に義務づけます。

③移行後における市の支援

事業者の保育の質の維持・向上のため、他の認可保育所と同様に、補助金、研修、人材育成の面で市が支援していきます。

(6) 移行までのモデルスケジュール

①移行2年半前

- ・保育所建替え等整備計画公表
- ・保護者説明会開始

②移行2年前

- ・事業者選定

③移行1年半前

- ・事業者決定

④移行1年前

- ・保護者説明会（事業者紹介・新保育所概要・移行計画説明等）

⑤移行10か月前

- ・三者協議会開始

⑥移行半年前

- ・引継ぎ・合同保育開始

4. 廃止を行う場合

(1) 段階的な定員減少

廃止は、保育需要の減少に応じた段階的な定員減少を進めた後に、具体的な時期を決定し公表を行います。ただし、周辺の他の公立保育所で、転園児童の全員の受入れが可能な場合は、この限りではありません。

(2) 新規児童の受入れ停止

廃止する保育所においては、原則として、児童の新規受入れを停止します。

(3) 廃止に向けた市の責任

廃止にあたっては、児童や保護者への影響を抑えるため、市は、以下のとおり取り組みます。

①転園先施設との協議・調整

保護者を対象に、廃止後の転園先について意向調査を行います。調査結果を踏まえ、できるだけ希望に沿った対応ができるよう、市において、保護者の希望する転園先施設と協議・調整等を行います。

②円滑な転園に向けた対応（交流保育）

転園希望先の職員や児童との交流の機会を設けるなど、円滑な転園に向けた支援を行います。

(4) 廃止までのモデルスケジュール

①廃止2年半前

- ・保育所廃止計画公表
- ・保護者説明会開始、転園に係る意向調査実施
- ・児童の新規受入れの停止

②廃止1年前

- ・保護者説明会（転園の手続き等）

③廃止3か月前

- ・交流保育実施

地域拠点保育所以外の公立保育所（令和４年６月現在）

所在区	保育所名	構造	設置年月日	定員（人）
青葉区	折立保育所	木造	S49.4	90
	熊ヶ根保育所	RC造	H21.4 ◎	64
宮城野区	福田町保育所	RC造	S53.4	130
	鶴巻保育所	RC造	S57.4	110
若林区	木ノ下保育所	RC造	S46.10 ◎	100
	上飯田横堀保育所	RC造	S58.4	100
太白区	飯田保育所	木造	H9.4 ◎	80
	青山保育所	RC造	S53.4	100
	太白保育所	RC造	S54.4	70
	湯元保育所	木造	H3.4 ◎	90

※ ◎の保育所は改築後の開所年月日を設置年月日として記載。

※ 令和５年４月に民間保育所への移行を予定している中田保育所を除く。